

## 熊原健人選手後援会規約

(名称)

第1条 この会は、熊原健人選手後援会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、熊原健人選手のプロ野球活動を温かい心で純粋に応援するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 熊原健人選手出席による激励会・親睦会などの開催
- (2) 熊原健人選手応援のための広報活動
- (3) その他、本会の目的達成に必要な活動

(会員)

第4条 本会の会員は本会の目的に賛同する個人及び法人で構成する。

(入会手続き)

第5条 本会に入会を希望する者は、入会申込書に必要事項を記入の上、会長に提出し、会費の納入をもって入会とする。

(会費)

第6条 会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員の会費は、年額 1,000 円とする。
- (2) 法人会員の会費は、年額 10,000 円とする。

2 在会期間が1年に満たない場合でも年会費は一律とする。なお、年会費は理由の如何を問わず返還しない。

(会員の心得)

第7条 会員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 秩序ある応援を心がけ、所属する球団並びに熊原健人選手及び家族に過度の負担となるような行為を厳に慎むこと。
- (2) 本会が行う諸活動に、積極的に参加すること。
- (3) 熊原健人選手のファン獲得に努力すること。

(会員資格の有効期間・更新・退会等)

第8条 会員の有効期間は、本会の会計(事業)年度の1年間とする。

2 入会2年目以降の会員は、会員自身から退会の申出があった場合を除き、自動的に入会を継続する。

3 会員の都合により途中退会する場合は、退会届を会長に提出するものとする。

4 会員が本規約に違反する行為を行ったり、熊原健人選手及び関係者などに対して著しく損害を与える恐れがある場合は会員資格を抹消することができる。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 企画部長 1名
- (6) 総務部長 1名
- (7) 会計 2名
- (8) 監事 2名

(役員の仕事)

第10条 本会の役員は次の仕事を遂行する。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。
- (3) 事務局長は、本会の運営・庶務を総括する。
- (4) 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- (5) 企画部長は、本会事業の企画、広報、渉外活動などを推進する。
- (6) 総務部長は、会員管理など本会の運営を管理する。
- (7) 会計は、本会の収入支出を管理する。
- (8) 監事は、本会の事業及び会計の状況を監査する。

(役員の出選及び任期)

第11条 役員は、会員の中から総会において選任する。

- 2 役員の仕事は2年とする。ただし、再任は妨げない。なお、役員に欠員が生じた場合の補欠の者の仕事は、前任者の残任期間とする。

(名誉会長・顧問)

第12条 本会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、役員会の決議を経て会長がいしよく推戴する。
- 3 名誉会長及び顧問は、総会に出席し本会の運営について意見を述べるができる。

(会議)

第13条 本会の会議は、総会、役員会、事務局会議、企画部会議、総務部会議とする。

(総会)

第14条 総会は年1回開催するものとし、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時総会を開催することができる。

- 2 総会の出席者は、本規約第9条に定められた役員及び各部員とする。

3 総会は、前項の出席者のうち名誉会長と顧問を除いた過半数の出席をもって成立する。

4 総会の議事は、出席者のうち名誉会長と顧問を除いた過半数をもって決するものとする。

5 総会の決議事項は次のとおりとする。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 規約の改正

(4) 役員を選任

(5) その他、会長が特に必要と認める事項

(役員会)

第 15 条 役員会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、企画部長、総務部長、会計、監事により構成し、会長が招集する。

2 役員会は、総会の決議事項以外の本会運営のための必要事項を審議決定する。

(事務局会議)

第 16 条 事務局会議は、事務局長、事務局次長、企画部長、総務部長、会計により構成し、事務局長が招集する。ただし、必要に応じて関係者の出席を要請することができる。

(企画部会議及び総務部会議)

第 17 条 企画部会議及び総務部会議は、それぞれの部長及び部員により構成し、各部長が招集する。ただし、必要に応じて関係者の出席を要請することができる。

(資金の構成)

第 18 条 本会の運営資金は次のとおりとし、会計（事業）年度は、毎年 1 1 月 1 日に始まり翌年の 1 0 月 3 1 日に終わる。

(1) 会員の会費

(2) 賛助金

(3) その他の収入

(事務局の所在)

第 19 条 本会の事務局は、角田市角田字泉町 1 3 7 番地 2 に置く。

(運営の細則)

第 20 条 本会の運営に関する事項でこの規約に定めのない事項については、別途役員会で定める。

附 則

この規約は、本会設立の日から施行する。(平成 2 7 年 1 1 月 1 5 日施行)